

## 障害者差別解消法に基づく総務省の対応要領案に関する意見募集について

平成 27 年 9 月

総務省大臣官房秘書課

### 1. 意見募集の目的

総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という。）については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）（以下「障害者差別解消法」という。）第 9 条に基づき国の行政機関の長が定めることとされており、この度、総務省における対応要領の案を取りまとめました。

つきましては、対応要領を定める上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集いたします。

### 2. 意見募集の対象

総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領案

### 3. 意見提出期限

平成 27 年 10 月 2 日(金)午後 5 時(必着)

(e-Gov を利用する場合は、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見募集手続による意見として受け付けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。)

### 4. 意見提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

#### ○ 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメントのページの「意見提出フォームへ」をクリックして意見提出フォームに入力してください(締切日午後5時必着)。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

#### ○ 郵送

任意の様式に以下【記載事項】の①から⑥までを御記入の上、下記の住所宛てにお送りください(締切日消印有効)。

併せて、意見の内容を保存した記録媒体等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体等の条件は、次のとおりです。

- ・ 記録媒体: CD-R 又は DVD-R
- ・ ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 word ファイル 又は ジャストシステム社 一太郎ファイル (他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)
- ・ 記録媒体等には、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載したラベルを貼り付けてください。

なお、送付していただいた記録媒体等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

○ ファクシミリ

任意の様式に以下【記載事項】の①から⑥までを御記入の上、以下のファクシミリ番号宛にお送りください(締切日午後5時必着)。

ファクシミリ番号:03-5253-5078

総務省大臣官房秘書課職員係「意見募集」担当 宛

**【記載事項】**

- ① 件名「障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見」
- ② 氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
- ③ 電話番号
- ④ ファクシミリ番号(設置されている場合のみ)
- ⑤ 御意見の該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)
- ⑥ 御意見の内容及び理由(理由も含め 1000 文字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。)

**5. 注意事項**

- 提出いただく御意見は、日本語に限ります。
- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 施策一般に関する御意見や他省庁の対応要領案に関する御意見は、この意見募集の対象ではありません。
- 御記入いただいた氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)、住所(所在地)、電話番号及びファクシミリ番号は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- 提出された御意見とともに、意見提出者名(企業・団体名及び企業・団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。企業・団体名及び企業・団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。